

## 令和6年3月1日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和6年3月1日（金） 15時49分から16時47分まで
- 2 会議場所 長崎市役所16階 監査委員室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
  - 第9号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
  - 第10号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
  - 第11号議案 選挙人名簿の登録について
  - 第12号議案 直接請求に必要な選挙権を有する者の数について
  - 第13号議案 在外選挙人名簿の抹消について（4箇月経過）
  - 第14号議案 長崎市特定個人情報保護条例施行規程を廃止する規程について
  - 第15号議案 長崎市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

議	長	<p>【15：49開会】</p> <p>ただいまから、選挙管理委員会を開催する。</p>
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長
委	員	員
事	務	局
委	員	長

委員	委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第11号議案可決)								
事務局		<p>【第12号議案】直接請求に必要な選挙権を有する者の数について 令和6年3月1日現在における直接請求に必要な選挙権を有する者の数は次のとおりとなるので、その旨を同日に告示する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 選挙権を有する者の総数</td> <td>337,970</td> </tr> <tr> <td>2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数</td> <td>6,760</td> </tr> <tr> <td>3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数</td> <td>56,329</td> </tr> <tr> <td>4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数</td> <td>112,657</td> </tr> </table>	1 選挙権を有する者の総数	337,970	2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	6,760	3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	56,329	4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	112,657
1 選挙権を有する者の総数	337,970									
2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	6,760									
3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	56,329									
4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	112,657									
委員	委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第12号議案可決)								
事務局		<p>【第13号議案】在外選挙人名簿の抹消について（4箇月経過） 公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、1人については、国内の市町村に新たに住所が定められた日後4箇月を経過したことが確認されたので、在外選挙人名簿から抹消する。</p> <p>抹消者（男 1人 女 0人 計 1人）</p>								
委員	委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第13号議案可決)								
事務局		<p>【第14号議案】長崎市特定個人情報保護条例施行規程を廃止する規程について 長崎市個人情報の保護に関する規則が、令和5年4月1日より施行されたことに伴い、長崎市特定個人情報保護条例施行規程を廃止する必要があるため定める。</p>								
委員	委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第14号議案可決)								
事務局		<p>【第15号議案】長崎市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正について 令和5年4月23日執行の長崎市議会議員一般選挙において、既に報告を受けた公職選挙法第189条の規定による収入及び支出の報告書の要旨について、一部訂正をする必要が生じたため、別紙のとおり訂正し、同法第192条第1項の規定によりこれを公表し、その旨を同日に告示する。</p>								
委員	委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第15号議案可決)								
委員	委員長	これをもって、選挙管理委員会を閉会する。								

	【16 : 47 閉会】
--	--------------